

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成 23 年 10 月 28 日

契約責任者
郵便事業株式会社
沖縄支社 総務部長 宮平 幸兼

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 那覇東支店空調設備模様替工事
(2) 工事場所 沖縄県那覇市寄宮 1 - 3 - 1
(3) 工事内容
 ア 工事種目 本工事は、空調機の更改工事である。なお、付随する建築並びに電気工事は、本工事に含まれる。
 イ 建物用途 郵便施設
 ウ 構造階数 鉄筋コンクリート造 地上 3 階 地下 1 階
 エ 建物規模 約 3 , 8 8 0 m²
(4) 工 期 平成 24 年 3 月 15 日まで
(5) 本工事の入札手続では、取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）、取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札書の提出を郵送により行う。

2 取引先の資格

建設業法第 27 条の 29 に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で、次の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の 1 年 7 か月前までとし、かつ最新のものであること。

総合評定値の 工事種別	管	総合評定値	求めない。
事業所の所在地に関する要件		沖縄県内に建設業法上の本店、支店又は営業所を有すること。	
施工実績に関する要件		平成 13 年度以降に元請け又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。 ・空調機能力の総容量が 60kW 以上の空調機の新設、増設又は更改を含む工事。	
配置技術者に関する要件		求めない。	
その他		別紙入札説明書に示すとおりとする。	

3 入札担当部署

区分	担当部署	電話番号	住 所
入 札	日本郵政株式会社 近畿施設センター 総務グループ計画・契約担当	TEL 06-6944-5603 FAX 06-6943-1964	〒530-8797 大阪府大阪市中央区 北浜東3-9
工 事	日本郵政株式会社 近畿施設センター 技術グループ空調・衛生担当	TEL 06-6944-5590 FAX 06-6943-1734	日本郵政グループ 大阪ビル 3階

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書等の交付(注1)	平成23年10月28日(金)から 平成23年11月14日(月)まで	日本郵政グループホームページ (建設工事関係)よりダウンロード(注3)
設計図書等の交付(貸与) (注2)	平成23年10月28日(金)から 平成23年11月14日(月)まで	3の入札担当部署の(工事)担当
質問の受付	平成23年10月28日(金)から 平成23年11月14日(月)まで	3の入札担当部署の(工事)担当
質問回答書の 閲覧	平成23年11月17日(木)から 平成23年11月22日(火)まで	大阪府大阪市中央区北浜東3-9 日本郵政グループ大阪ビル3階 日本郵政株式会社近畿施設センタ ー掲示板及び日本郵政グループホ ームページ(建設工事関係)(注3)
入札書・申込 書等受付締め 切り	平成23年11月22日(火)までに 郵便局等へ差出す(同日消印有効)	〒530-8797 大阪府大阪市中央区北浜東3-9 日本郵政グループ大阪ビル3階 日本郵政株式会社 近畿施設センター総務グループ計 画・契約担当あて
開 札	平成23年11月29日(火) 午前11時20分から	〒530-8797 大阪府大阪市中央区北浜東3-9 日本郵政グループ大阪ビル3階 日本郵政株式会社 近畿施設センター入札室

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前10時から午後5時(正午から1時の間を除く。)

(注2) 設計図書等とは、当該工事に係る仕様書及び図面をいう。

(注3) 日本郵政グループホームページ

アドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ→会社情報→調達情報→建設工事関係→

入札公告→沖縄エリア/郵便事業株式会社

5 取引先の資格の確認

本入札への参加を希望する者は、前記2に示す取引先の資格を有することを証明するため、申込書及び資料を後記9に示す入札書を入れた中封筒と表封筒の間に入れて提出すること。

6 設計図書等の交付等

設計図書等の交付期間及び場所は、前記4に示すとおりとする。貸与された設計図書等は、開札までに必ず返却すること。

なお、貸与を希望する者は交付場所へ「設計図書等交付申込票」により、FAX送信すること。

7 設計図書等に対する質問

現場説明書、図面及び仕様書等に対する質問がある場合は、質問書を書面により前記4に示す期間、場所に郵送（一般書留郵便等の配達記録が残るものに限ることとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。

8 質問回答書

質問書に対する回答書は、前記4に示す期間、場所等にて閲覧に供する。

9 入札

前記4に示す期限、場所に、初度（1回目）及び再度（2回目）の2回分の入札書を郵送（一般書留郵便に限る）により提出すること。

なお、入札書を一般書留郵便物で差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）」（余白に入札した工事名を記載すること。）の写しを開札日の2日前までに前記3の入札担当部署（入札）にFAXにより送信すること。（入札参加確認のため。）

詳細は入札者注意書及び別添「郵便入札の注意事項」による。

10 開札

(1) 前記4に示す期日、場所において希望する入札者又は代理人の立会い（任意）により行う。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない社員を立会わせて行う。

なお、開札以後に資格審査を行うため最低入札者名及び価格のみ公表し、落札宣言は行わない。

(2) 初度入札（1回目）で落札者がない場合は、直ちに再度入札書（2回目）を開札する。

(3) 初度入札（1回目）で落札した場合における再度入札書（2回目）は、破棄するものとする。

11 その他

(1) 契約の保証 要

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 入札の無効

本公告に示した取引先の資格のない者の行った入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 支払条件 契約書（案）及び現場説明書による。

(7) 火災保険付保の要否 要

入札説明書

入札公告に基づく入札等については、関係法令並びに関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、郵便事業株式会社から取引先の制限（日本郵政グループ他社からの指名停止等で郵便事業株式会社から非通知の場合を含む。）、内閣府沖縄総合事務局又は沖縄県から指名停止（内閣府沖縄総合事務局又は沖縄県から指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている期間中でないこと。
- (2) 旧日本郵政公社発注工事において、平成18年10月16日付けの工事成績点を通知された者で、工事種別に関係なく55点未満の成績点を持つ者でないこと。ただし、通知されなかった者については適用しない。
- (3) 次に該当しない者であること。
 - ア 以下の各号に該当し、郵便事業株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - (ア) 不正又は不誠実な行為をした者
 - (イ) 不法行為をした者
 - (ウ) 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
 - (エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者
 - (オ) 契約相手方として不適切であると認められる者
 - (カ) その他、郵便事業株式会社に損害を与えた者
 - イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。
 - エ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。

 - (ア) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - (イ) 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - (ウ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

2 施工実績に関する要件について求められた場合

- (1) 施工実績に関する要件の詳細は以下のとおり。
 - ア 施工実績は完成、引渡しが終わっているものに限る。
 - イ 施工実績として求めた要件のうち、次の(ア)から(ウ)に該当するものにあっては、その内容を満たすこと。
 - (ア) 求める実績が新築又は増築工事の時は、躯体及び外壁のほか内装を含む建築一式工事に付随する管工事であること。
 - (イ) 求める実績が模様替工事の時は、内装に係る建築一式工事に付随する管工事であること。
 - (ウ) 増築工事とは、別棟増築、横増築及び上階増築等の増築形態を問わない。
 - (エ) 模様替工事は、既存建物の模様替及び改修部分の対象面積が要件とした床面積以上であること。

- (オ) 複合用途の建物は、要件とした用途の部分が要件とした床面積（これに付随する共用部分を含む）以上か、又は建物の延床面積以上で、かつ、要件とした用途部分の面積が建物の過半を占めること（「これに付随する共用部分」とは、要件とした用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の部分に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。
 - (カ) 複合構造の建物は、要件とした構造の部分が要件とした床面積以上であること。
 - (キ) 同一敷地内で複数棟の建物は、延床面積については複数棟の合計面積でよいものとし、構造については、主たる棟が要件とした構造を満たしていること。
 - (ク) 施工実績の建物にパーキングタワーなどの別棟機械式駐車場が含まれている場合は、延床面積には参入しない。
- (2) 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

3 申込書及び資料の作成にあたっての留意事項

- (1) 申込書は、「様式1」により作成のこと。
- (2) 資料は、次により作成すること。
入札公告に示す資格があることを判断できる施工実績（代表的なものを1件記載）及び営業所等の所在地を「様式2」に記載すること。

4 取引先の資格要件の確認

取引先の資格の有無の確認は、開札後に最低入札価格者を対象に行う。最低入札価格者から確認を行い、確認ができた時点で以後の確認は行わないためすべての者に対する確認は行わない。確認の過程で取引先の資格がないと認めた者には落札決定前に説明を行う。

なお、「様式2」の記載内容を証明するため、以下のいずれかの資料を提出すること。また、必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。

- (1) CORINSデータ（竣工時カルテ）がある場合はその写し。
- (2) (1)のない場合は、契約書（注文書等）及び契約図書（新築又は増築工事の施工実績は、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事であることを確認できる設計図書）の写し又は発注者による施工証明書の写し。また、共同企業体としての実績は、出資比率が証明できる協定書等の写し。
- (3) 上記(1)又は(2)の実績において、前記2(1)イ(ア)から(ク)に該当するもの又は建築用途が不明確なもの（工事名称から建築用途が類推できないもの）は、該当する延床面積等の実績が証明できる範囲等を示した設計図又は確認申請書・計画通知書（面積計算書を含む。）の写し。
- (4) 分割発注実績は、各分割受注実績すべてを証明する前記(1)又は(2)に該当する書類の写し。

5 設計図書等の交付

(1) 設計図書等の貸与

設計図書等は入札公告に示す期間に入札担当部署（工事）において貸与する。貸与を希望する者は、事前に「設計図書等交付申込票」を記入後FAX送信すること。その際、郵送（送料実費負担）を希望する者は、その旨を併せて記載すること。

貸与された設計図書等は開札当日までに貸与先に郵送又は持参により必ず返却すること。

(2) その他

交付する設計図書等には、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書及び公共建築設備工事標準図が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

6 設計図書等に対する質問について

- (1) 現場説明書、図面及び仕様書等について質問がある場合は、現場説明書に示す質問書様式又は日本郵政グループホームページからダウンロードした質問書様式に記入の上、入札公告4に示す期間内に指定の場所に郵送（一般書留郵便等の配達記録が残るものに限ることとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。
- (2) 質問書に対する回答書は入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。
なお、希望者には、質問回答書の写しを手交する。また、質問回答書の写しの送付を希望

する者は、返信用封筒として住所、商号又は氏名を記載し、速達一般書留郵便料金分の郵便切手を添付した長3号封筒を質問書に併せて提出すること。この場合、質問書の下部余白に「質問回答書（写）郵送希望」と明記すること。

おって、日本郵政株式会社ホームページにおいても閲覧に供する。

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ → 会社情報 → 調達情報 → 建設工事関係 →
入札公告 → 沖縄エリア / 郵便事業株式会社

7 入札方法等

- (1) 入札方法等は入札公告に示すとおりとする。
- (2) 入札書は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封かんの上、表封筒には入札書を同封した中封筒、入札公告等で指定された書類を入れ郵送により提出すること。
詳細は入札者注意書による。
- (3) 一般書留郵便以外の方法で郵送された入札書は無効とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

8 契約の保証

(1) 契約の保証

入札公告に示すとおりとする。契約の保証の種類は、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約とする。

契約の保証の種類は、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約とする。

- (2) 申込価格が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札価格調査基準）に該当するとして調査を受けた者との契約に関しては、契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とする。

9 入札の無効

入札公告において示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び現場説明書並びに入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

10 その他

- (1) 入札に参加する者は、入札者注意書、契約書（案）及び現場説明書を熟読し、その内容を遵守すること。
- (2) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、取引先の制限を行うことがある。
- (3) 申込書及び資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申込書及び資料等は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書及び資料等は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 施工実績等が入札公告に相当するかどうかについて疑義のある場合は、入札公告3の入札担当部署（工事）へ照会することができる。

入札者注意書

入札は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

- 第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、図面、現場及び契約書案を熟知しておくものとする。
- 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書、図面、現場及び契約書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は、入札の際、主務の社員に取引先の資格のある者であることの確認を受けなければならない。
- 2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面で主務の社員の確認を受けなければならない。
- 3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。
- 第3 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とする。
- 2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- 第4 入札書は、別紙様式により作成し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。
- 2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。(別添「郵便入札の注意事項」参照)
- (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び連絡先を記載すること。
- (3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。
- (4) 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。
- (5) 書留郵便等で配達記録が残る方法で郵便局に差し出すこと。
- 3 入札書に記載する日付は、入札・開札の年月日とする。ただし、郵送する場合は、入札書を作成した日とする。
- 第5 入札者は、第4の規定により入札書を持参して入札箱へ投函した後、又は郵便局に差し出し契約責任者が受領した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。
- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。
- 第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち会わせて(任意)行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは社員を立ち会わせてこれを行う。
- 第9 次に該当する入札書は受理しない。

- (1) 第4の第1項又は第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 郵送の場合は、入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第10 次に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に係る取引先の資格のない者により提出された入札書
- (2) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (3) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (4) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (6) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (7) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
- (10) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判読できない入札書
- (11) 明らかに連合によると認められる入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

第11 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第12 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

第13 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格（最高価格）のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合、くじ引きの順序はじゃんけんによる。

4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、社員にくじを引かせる。

5 落札者を決定したときは、入札に参加した者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、及び金額を口頭で通知する。ただし、第1項ただし書きにより落札者を決定した場合、又は郵送した者に対しては別に書面で通知する。

6 第1項本文の場合において、落札となる者がいないときは、直ちに再度の入札に付すことがある。

7 リバースオークションによる場合は、別に定める「入札要綱書」及び「リバースオークション定義書」による。

第14 落札者は、契約責任者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

第15 次に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。

- (1) 第12の規定により入札書の補正をしないとき
- (2) 落札者が第14に規定する期間内に契約書を提出しないとき

第 16 次に該当する者は、入札に参加することができないものとする。

(1) 以下の各号に該当し、郵便事業株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。（別表「取引先として不適当と認める項目」参照）

ア 不正又は不誠実な行為をした者

イ 不法行為をした者

ウ 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者

エ 安全管理の措置が不適切であると認められる者

オ 契約相手方として不適切であると認められる者

カ その他、郵便事業株式会社に損害を与えた者

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。

(4) 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ、その他次に掲げる者をいう。

ア 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(5) 契約責任者が定める資格を有していない者

第 17 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。